

被害者に
ならない
ために

被害

に遭わないためには

- 悪質商法の被害を避けるため、こんなことに気をつけましょう。
- ◇うまい話にご用心
- ◇相手の身なりや態度に惑わされない
- ◇セールスマンが来たら、氏名と用件をまず確認
- ◇契約を急がせるのは要注意
- ◇その場で契約したり、お金を払わない
- ◇いらないときは、きっぱりと断る
- ◇買う前に家族に相談を
- ◇契約するときは、内容を確認の上、自分で署名、押印を
- ◇クーリング・オフは、期間内に書面で
- ◇困ったときは、消費生活センターに相談を



消費生活センターの取り組み

消費生活センターでは、市民の皆さんのが悪質商法の被害者となるないようにするために、次の取組を行っています。講座やセミナーの開催、広報紙(毎月25日号)に「消費者ホット情報」欄を設け、最新の悪質商法事例の紹介。自ら会議所(事業者)や公共施設窓口で啓発用パンフレットの配布。また、消費生活センターでは次のように業務を行っています。お気軽にお問い合わせください!



〔啓発講座〕



〔相談〕
相談日毎週月～金曜日の10時～16時(12時～13時は除く) 相談・問い合わせ直接または電話で消費生活センターへ

消費生活について考えるために、専門講師による消費生活セミナー、消費生活教室など各種講座を開催しています。また、地域(自治会、老人クラブ)で勉強する場合にも、専門講師の派遣や講師の紹介を行っています。



図書は5冊、ビデオは3本まで2週間を限度にお貸しします。蔵書は図書1千407冊、ビデオは277本です。

くらしの情報をパネルを使って、センターで展示しています。また、パネルの貸し出しやくらしに役立つ図書、雑誌、ビデオ・新聞資料や国、都道府県、各種団体などのニュース、刊行物がとりそろえていますのでご利用ください。

また、図書やビデオは貸し出しあります。

平成8年度悪質商法に関する相談件数(表3)			
合計	女性	男性	20歳未満
2	1	1	20歳代
69	41	28	30歳代
20	9	11	40歳代
16	12	4	50歳代
16	12	4	60歳代
8	5	3	70歳以上
7	2	5	合計
138	82	56	

〔消費者相談〕

消費生活(衣生活・食生活・その他)についての苦情や相談について、相談者のかたと一緒に考え、解決のお手伝いをします。

自主的な消費者団体やグループの消費生活に関する研究などにも、センターをご利用ください。

くらしの情報をパネルを使って、

センターで展示しています。また、パ

ネルの貸し出しやくらしに役立つ

図書、雑誌、ビデオ・新聞資料や国、都

道府県、各種団体などのニュース、刊

行物がとりそろえていますのでご

利用ください。

また、図書やビデオは貸し出しあ

ります。

〔展示・資料〕

くらしの情報をパネルを使って、

センターで展示しています。また、パ

ネルの貸し出しやくらしに役立つ

図書、雑誌、ビデオ・新聞資料や国、都

道府県、各種団体などのニュース、刊

行物がとりそろえていますのでご

利用ください。

また、図書やビデオは貸し出しあ

ります。



なんか
この話って
うますぎない?

もっと知ろう 悪質商法と契約のこと

今年に入つてから、宝飾品大手販売店の倒産、和牛預託商法に対する強制検査、特定事業者による太陽熱温水器などの訪問販売等、消費者被害に関連するニュースが多く見受けられます。これらの事例は、契約上や販売方法などに問題があつたとされていますが、消費者側に、このような商法に対する冷静な判断や知識があつたならば、被害はもっと少なくなるのではないかでしょうか。

現状

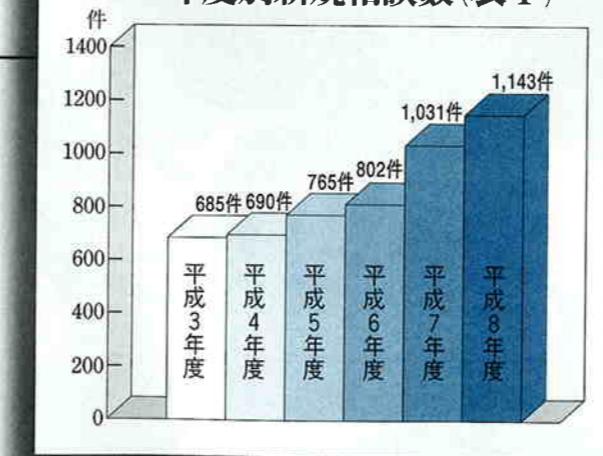
消費生活センターでは、消費生活(衣生活・食生活・契約トラブルなど)についての相談や苦情を受け付けています。ですが、年々相談件数は増加し、平成8年度に新たに受け付けた相談件数は、過去最高の1千143件に上りました。(表1)

この内、悪質商法に関する相談

も138件と、受け付け相談中の12%を占め、相談内容は、大手宝飾店倒産の影響を受け、キャッシュセールスが50%を占めました。(表2)

相談者を年代別に比較してみると、138件中20歳代が69件と最も多く50%を占めています。また、男女別では、男性56件、女性82件と女性の割合が多くなっています。特に20歳代の女性からの相談が顕著で41件と全体の約30%を占めています。(表3)

年度別新規相談数(表1)



平成8年度悪質商法に関する相談件数(表2)

